

（指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの一部改正）

第八条 指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十六号）の一部を次の表のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）第三条第二項の規定に基づき、指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、第一号及び第二号に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>一 イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びへの期間が通算して五年以上である者、ニの期間が通算して十年以上である者又はロからハまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）のいずれかに該当するものであること。</p> <p>イ 平成十八年十月一日において〔又は〕に掲げる者であったものが、同年九月三十日までの間に、〔又は〕に掲げる者として身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務（以下「相談支援の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>(一) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十二号。以下「法」という。）附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第六条の一第一項に規定する障害児相談支援事業（以下「旧障害児相談支援事業」という。）、法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の一第一項に規定する身体障害者相談支援事業（以下「身体障害者相談支援事業」という。）、法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第二十七号）第四条に規定する知的障害者相談支援事業（以下「知的障害者相談支援事</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号）第三条第二項の規定に基づき、指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、第一号及び第二号に掲げる要件を満たす者とする。</p> <p>一 イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びへの期間が通算して五年以上である者、ニの期間が通算して十年以上である者又はロからハまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）のいずれかに該当するものであること。</p> <p>イ 平成十八年十月一日において〔又は〕に掲げる者であったものが、同年九月三十日までの間に、〔又は〕に掲げる者として身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務（以下「相談支援の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>(一) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十二号。以下「法」という。）附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第六条の一第一項に規定する障害児相談支援事業（以下「障害児相談支援事業」という。）、法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条の一第一項に規定する身体障害者相談支援事業（以下「身体障害者相談支援事業」という。）、法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第二十七号）第四条に規定する知的障害者相談支援事業（以下「知的障害者相談支援事</p>

事業」という。)の従事者

(二) (略)

口 (一)から四までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

(一) 一般相談支援事業、特定相談支援事業、児童福祉法第六条の二第六項に規定する障害児相談支援事業、旧障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、介護保険法(平成九年法律第二百二十二号)第八条第二十四項に規定する居宅介護支援事業、同法第八条の二第十六項に規定する介護予防支援事業その他これらに準ずる事業の従事者

(二) (略)

(二) 障害者支援施設、児童福祉法第七条第一項に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)、老人福祉法(昭和三十八年法律第二百三十二号)第五条の二に規定する老人福祉施設(以下「老人福祉施設」という。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第二十八条第二項に規定する救護施設及び同条第二項に規定する更生施設、介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)及び同条第二十九項に規定する介護医療院(以下「介護医療院」という。)その他これらに準ずる施設の従業者又はこれらに準ずる者

(四) (略)

ハ ハ (略)

ト 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄

業」という。)の従事者

(二) (略)

口 (一)から四までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

(一) 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者

(二) (略)

(二) 障害者支援施設、児童福祉法第七条第一項に規定する障害児入所施設(以下「障害児入所施設」という。)、老人福祉法(昭和三十八年法律第二百三十二号)第五条の二に規定する老人福祉施設(以下「老人福祉施設」という。)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第二十八条第二項に規定する救護施設及び同条第二項に規定する更生施設、介護保険法(平成九年法律第二百二十二号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設(以下「介護老人保健施設」という。)及び同条第二十九項に規定する介護医療院(以下「介護医療院」という。)その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

(四) (略)

ハ ハ (略)

ト 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄

養士、精神保健福祉士又は公認心理師が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

一 次のイからホまでのいずれかに該当する者であつて、イからホまでに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修（相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として相談支援従事者現任研修受講対象者（相談支援従事者現任研修の受講を開始する日前五年間において児童福祉法第六条の二の二第六項に規定する障害児相談支援若しくは法第五条第十八項に規定する相談支援の業務その他これらに準する業務（以下「相談支援等の業務」という。）に通算して二年以上従事していた者又は相談支援従事者現任研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて現に相談支援等の業務に従事しているものをいう。以下同じ。）に対して行う研修であつて、別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）又は主任相談支援専門員研修相当研修（相談支援従事者現任研修を修了した後、相談支援等の業務に三年以上従事した者に対して行う研修であつて、別表第二に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「現任研修等修了者」という。）であること。ただし、イからホまでに規定する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、イからホまでに掲げる要件に該当する者であつて、現任研修等修了者でないものを現任研修等修了者とみなす。

二・四 イ～ホ (略)

養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

一 次のイからホまでのいずれかに該当する者であつて、イからホまでに規定する研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の五年度ごとの各年度の末日までに、相談支援従事者現任研修（相談支援の業務に従事している者の資質向上を目的として相談支援従事者現任研修受講対象者（相談支援従事者現任研修の受講を開始する日前五年間において児童福祉法第六条の二の二第七項に規定する障害児相談支援若しくは法第五条第十八項に規定する相談支援の業務（以下「相談支援等の業務」という。）に通算して二年以上従事していた者又は相談支援従事者現任研修を修了し、当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて現に相談支援等の業務に従事しているものをいう。以下同じ。）に対して行う研修であつて、別表第一に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）又は主任相談支援専門員研修相当研修（相談支援従事者現任研修を修了した後、相談支援等の業務に三年以上従事した者に対して行う研修であつて、別表第二に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）を修了し、これらの研修を修了した旨の証明書の交付を受けたもの（以下「現任研修等修了者」という。）であること。ただし、イからホまでに規定する研修を修了した日から五年を経過する日の属する年度の末日までの間は、イからホまでに掲げる要件に該当する者であつて、現任研修等修了者でないものを現任研修等修了者とみなす。

二・四 (略)